

地方自治法第229条第4項の規定に基づく異議申立てに関する諮問に対する答申書

平成22年9月7日付で諮問のあった地方自治法第229条第4項の規定に基づく異議申立てに関する諮問に対する本議会の意見は、下記のとおりである。

記

1. 減免処分の決定に当たっては、市長が条例とは別に定める減免基準によることが原則である。しかしながら、この件に関しては、減免基準を形式的かつ一律に適用するだけでなく、条例により市長に認められた減免に係る裁量権の行使を検討されたい。
2. 市長と申立者の間において、異議申立て内容について話し合いの場を持ち、解決に向けて努力すること。また、今後の対応・対策についても十分な協議を行うこと。

以上、高山市議会の意見とする。

22議会第280号  
平成22年9月27日

高山市長 國 島 芳 明 様

高山市議会議長 今 井 武 男

地方自治法第229条第4項の規定に基づく異議申立てに関する諮問に  
対する答申書

平成22年9月7日付で諮問のあった地方自治法第229条第4項の規定に  
基づく異議申立てに関する諮問に対する本議会の意見は、下記のとおりである。

#### 記

1. 減免処分の決定に当たっては、市長が条例とは別に定める減免基準による  
ことが原則である。しかしながら、この件に関しては、減免基準を形式的か  
つ一律に適用するだけでなく、条例により市長に認められた減免に係る裁量  
権の行使を検討されたい。
2. 市長と申立者の間において、異議申立て内容について話し合いの場を持ち、  
解決に向けて努力すること。また、今後の対応・対策についても十分な協議  
を行うこと。

以上、高山市議会の意見とする。